

団体割引制度

自動車共済関東は団体割引に定める集団団体です。団体割引率は以下の通りとなります。台数規模による固定割引（団体割引1）と成績（損害率）による変動割引（団体割引2）とで構成します。関東自動車共済一般掛金に対してのものになり、毎年台数規模と損害率によって、見直されます。

1. 団体割引1（台数規模による割引）

10%の割引率が適用されています。

2. 団体割引2

総契約数が1,000台以上の団体について、損害率により、右表の割引率を適用します。（平成24年10月1日から適用）

損害率	割引率(注)
55.0%超～57.5%以下	2.5%
52.5%超～55.0%以下	5.0%
50.0%超～52.5%以下	7.5%
47.5%超～50.0%以下	10.0%
45.0%超～47.5%以下	12.5%
42.5%超～45.0%以下	15.0%
40.0%超～42.5%以下	17.5%
37.5%超～40.0%以下	20.0%
35.0%超～37.5%以下	22.5%
32.5%超～35.0%以下	25.0%
30.0%超～32.5%以下	27.5%
30.0%以下	30.0%

(注)前年度の割引率との差が2.5%を超える場合には、前年度の割引率に2.5%を加減した割引率とします。